

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第4条 省略 付 則</p> <p>1 省略 (給料月額の特例)</p> <p>2 平成29年1月分から平成31年7月分までの特別職に属する常勤の職員の給料月額は、別表の規定にかかわらず、同表に規定する額に市長にあつては100分の80を、副市長にあつては100分の85を乗じて得た額とする。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条～第4条 省略 付 則</p> <p>1 省略 (給料月額の特例)</p> <p>2 令和元年10月分から令和5年7月分までの特別職に属する常勤の職員の給料月額は、別表の規定にかかわらず、同表に規定する額に市長にあつては100分の80を、副市長にあつては100分の85を乗じて得た額とする。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>

三田市教育委員会教育長の給与等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第6条 省略 付 則</p> <p>1 省略 (給料月額の特例)</p> <p>2 平成29年1月分から平成31年7月分までの教育長の給料月額は、別表の規定にかかわらず、同表に規定する額に100分の90を乗じて得た額とする。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条～第6条 省略 付 則</p> <p>1 省略 (給料月額の特例)</p> <p>2 令和元年10月分から令和4年2月分までの教育長の給料月額は、別表の規定にかかわらず、同表に規定する額に100分の90を乗じて得た額とする。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>